

事務連絡
令和2年5月27日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

令和2年度第二次補正予算案に係る
児童養護施設等に対する財政措置等について

平素より、児童福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、令和2年度第二次補正予算案が閣議決定されたところです。

児童養護施設等に係る財政措置等については下記のとおりとなりますので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して周知いただきますよう、よろしくお願ひします。

このうち、1及び2については、別途「子どもの見守り等についての自治体の取組事例について」（令和2年5月27日付け事務連絡）を発出しているので、事業の検討に当たって参考にしていただきますようお願ひいたします。

なお、申請手続き等については、補正予算案の審議の状況等を踏まえて、追ってご連絡いたします。

記

1. 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金

(1) 感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業

【事業内容】

児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、児童養護施設退所者等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウィルス感染症の感染防止措置等に必要な費用を補助する。

（感染防止措置等の例）

- ・ テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
- ・ 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設費用
- ・ 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための

費用

- ・ 各種支援施策の申請手続き等に関する相談を集中的に受け付けるコールセンター等の開設費用
- ・ 感染予防のためのマスク・消毒液等の購入や、密を避けるためのスペースの確保など環境整備に必要な費用 等

【補助基準額等】

補助基準額：1か所当たり1,000千円

補 助 率：1/2

実 施 主 体：都道府県、市区町村

対象施設等：児童相談所、婦人相談所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

対 象 期 間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

(2) 児童の安全確認等のための体制強化事業

【事業内容】

「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく、状況確認の徹底を図るため、支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況確認（少なくとも1週間に1回）を行う体制の強化を図るため、児童相談所や市町村に状況確認を行う職員を新たに配置する。

【補助基準額等】

補助基準額：1か所当たり5,002千円

補 助 率：1/2

実 施 主 体：都道府県、市区町村

対象施設等：児童相談所、市区町村

対 象 期 間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

(3) 支援対象児童等見守り強化事業

【事業内容】

「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための経費を支援する。

【補助基準額等】

補助基準額：1か所当たり8,313千円

補 助 率：10/10

実施主体：市区町村
対象施設等：子ども食堂や子どもに対する宅食等の民間団体等
対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

○児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援

【事業内容】

児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている。

そのため、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、各種支援を行う。

- ① 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額等】

補助基準額：都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円

実施者：都道府県、市区町村

対象施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

- ② マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額等】

補助基準額：1施設等当たり500千円

※令和2年度第一次補正予算においては、令和元年度分との累計が上限となっていたが、本事業では同様の要件は無し

実施者：都道府県、市区町村

対象施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム

ム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

- ③ 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康新察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額等】

補助基準額：1自治体当たり13,308千円

実施者：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

対象施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

※実施主体は都道府県。補助率は10/10。

※①、②の事業については、上記の他、保育所等が対象施設等に含まれる。

3. 既定予算の拡充

(1) 児童養護施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)

【拡充内容】※以下の経費を対象経費に追加

事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助する。

(2) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の運用改善

【拡充内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、既定予算を活用し、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額を増額するなど、自立支援資金貸付事業を拡充する。

- 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症

の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む）《拡充》

【生活費貸付】貸付額：月額8万円《拡充》

貸付期間：6か月間（求職期間を含む）

・ 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円）《拡充》

貸付期間：正規修学年数（拡充分に6か月間）

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

TEL：03-5253-1111（代表）

1. (1)、2. ② 予算係（内4877）

1. (2)、2. ③ 児童相談係（内4865・4866）

1. (3) 調整係（内4896・4862）

2. ①、3 指導係・措置費係（内4878・4860）

感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業

令和2年度第二次補正
予算案：3.5億円
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 趣旨

- 長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しながら児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウィルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

2. 事業内容

- 児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、児童養護施設退所者等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウィルスの感染防止措置等に必要な費用を補助する。
 - テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
 - 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設費用
 - 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関との連携を図るために必要な費用
 - 感染予防のためのマスク・消毒液等の購入や、密を避けるためのスペースの確保など環境整備に必要な費用

3. 補助の枠組み

- 【実施主体】都道府県・市区町村
【補助対象】児童相談所、婦人相談所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

【基準額】1か所当たり 100万円
【補助率】1／2

例① テレビ電話を活用した相談支援や関係機関との連携

- ・ 感染防止の観点からテレビ電話を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための連携を図る。
- ・ 関係機関とのオンライン会議等による連絡・調整



例② 相談支援機関における感染防止措置

- ・ 感染防止の観点から医療機関や専門家等への相談など、医療機関等との連携を図るとともに、マスクや消毒液の購入等、相談支援機関における感染防止措置を講じる。



マスクや消毒液等の
衛生用品等の購入

児童の安全確認等のための体制強化事業

令和2年度第二次補正
予算案：9.8億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 趣旨

- 年々増加する児童虐待の相談対応に加え、生活環境が変化していることに鑑み、「子どもの見守りアクションプラン」に基づく、状況確認の徹底を行つて、児童相談所及び市町村が状況確認を行う体制の強化を図る。

2. 事業内容

- 支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況確認（少なくとも1週間に1回）を行う体制の強化を図るため、児童相談所や市町村に状況確認を行う職員を新たに配置する。

3. 補助の枠組み

【実施主体】都道府県・市区町村

【基 準 額】1 自治体（1児童相談所）当たり 5,002千円

【補 助 率】1/2

支援対象児童等見守り強化事業

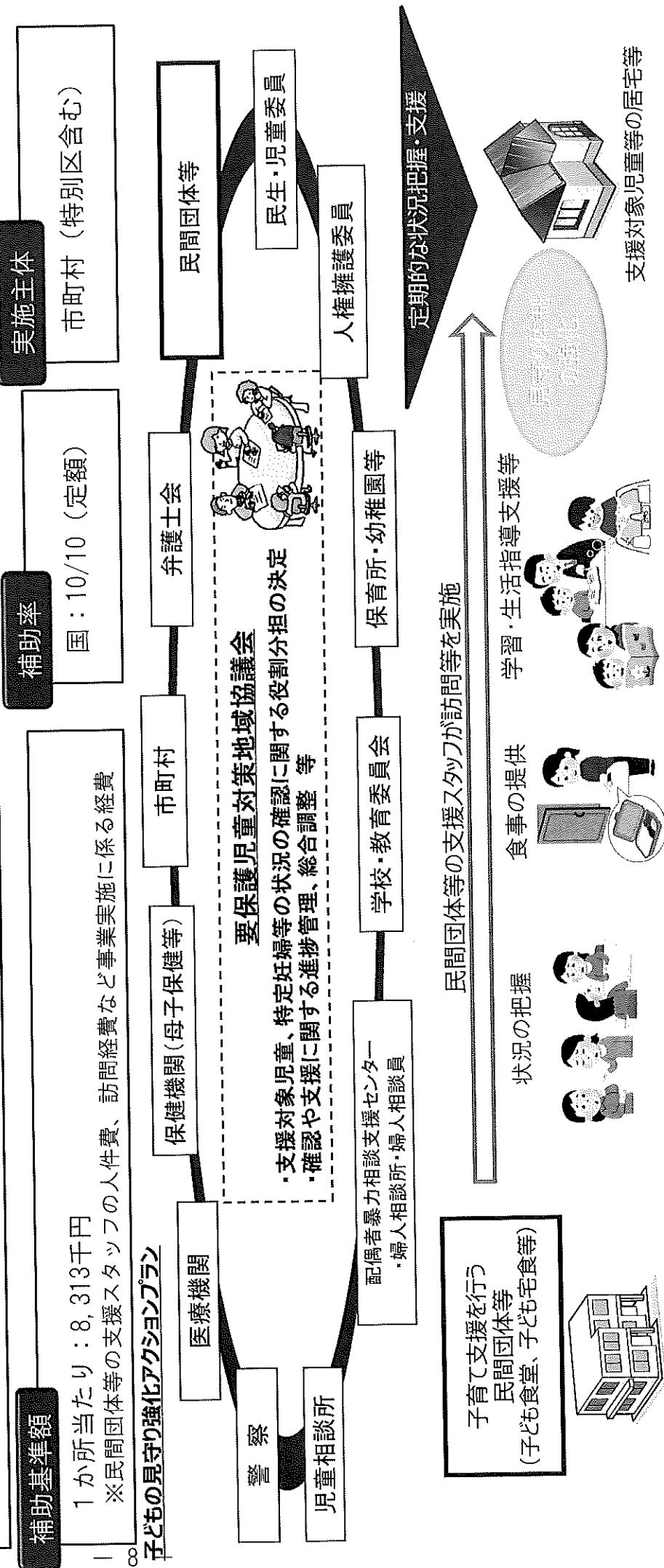
令和2年度第二次補正
予算案：31億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

目的

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもとの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となる支援につなげること・その際、民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守りの体制を強化することとする「子どもとの見守り強化アクションプラン」を実施。

○ 同プランの取組を一層推進するため、子どもも食堂や子どもにも対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する。



児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る支援

令和2年度第二次補正
予算案：452億円

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

目的

児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたり、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、医療機関や感染症専門家等による、児童福祉施設等からの支援等により、児童養護施設等による感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、各種支援を行う。

事業内容

(1) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口等の支援

【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円
【実施者】 都道府県、市区町村、市區町村等が認めた者
【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】 (3)と合わせて1施設等当たり：500千円
【実施者】 都道府県、市区町村、市區町村等が認めた者
【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

【補助基準額】 (2)と合わせて1施設等当たり：500千円
【実施者】 都道府県、市区町村及び市區町村等が認めた者
【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、
子どもとの生活学習支援事業等、産後ケア事業
※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施



(4) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健常観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円
【実施者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所
【対象施設等】 児童養護施設等



※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、認可外保育事業、病児保育事業、ファミリー・センター・サポート・センター事業

※保育所等：保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、一時預かり事業、認可外保育施設、児童厚生施設、児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所、児童相談センター、児童相談所、児童相談センター（一時保護委託施設含む）

※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター

児童養護施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が児童養護施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等、児童養護施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、個室化に要する改修に必要となる経費等を補助する。

主な内容

- ① 都道府県等の子ども用マスク等購入費**
感染経路の遮断のため、必要なマスク、消毒液等の需給が逼迫し、児童養護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県等が児童養護施設等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等に必要な費用について補助
- ② 児童養護施設等の消毒経費**
感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助
- ③ 地方自治体の広報・啓発経費**
施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）
- ④ 児童養護施設等における個室化に要する改修費等**
事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助
※改修規模が大きいものは次世代育成支援対策設置整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）
- ⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費**
事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

- 新規メニューを追加**
- ⑥ 一時保育所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所等の相談所一時保護所**

対象施設	補助率	補助基準額	実施主体
児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所 一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所等	国10／10 1カ所当たり 最大800万円	国10／10 1カ所当たり 最大800万円	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の拡充

既定経費対応

目 頃

- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であつて就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者又はそれ自体が困難な状況にあつて、就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。
- また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

拡充 内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額の増額などを行う。

貸付対象者及び貸付額等

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であつて、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況に見込まれる者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む）「拡充」

【生活費貸付】貸付額：月額8万円「拡充」
貸付期間：6か月間（求職期間を含む）

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であつて保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況に見込まれる者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円
貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円）「拡充」
貸付期間：正規修学年数（拡充分については6か月間）

※このほかに、児童養護施設等に入所中の者等であつて、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者を対象に資格取得貸付を実施
※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）